



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

目次 (*については県法規集掲載事項)

○ 規則

*66 和歌山県農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則 (経営支援課)

規 則

和歌山県規則第66号

和歌山県農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年6月2日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

和歌山県農業協同組合法施行細則(平成14年和歌山県規則第70号)の一部を次のように改正する。

第1条中「農業協同組合法(昭和22年法律第132号)を」の次に、「規則」とは、農業協同組合法施行規則(平成13年農林水産省令第148号)を」を加える。

第11条中「第11条の3第1項」を「第11条の4第1項」に改める。

第12条中「第11条の3の2」を「第11条の5」に改める。

第13条中「第11条の4第1項」を「第11条の7第1項」に改める。

第14条中「第11条の4第3項」を「第11条の7第3項」に改める。

第15条中「第11条の8第1項」を「第11条の23第1項」に改める。

第16条中「第11条の8第3項」を「第11条の23第3項」に改める。

第17条中「第11条の14第1項」を「第11条の29第1項」に改める。

第18条中「第11条の14第3項」を「第11条の29第3項」に改める。

第19条中「第11条の15の3第1項」を「第11条の32第1項」に改める。

第20条中「第11条の15の2第1項」を「第11条の31第1項」に、「第11条の15の3第3項」を「第11条の32第3項」に改める。

第21条を削る。

第22条中「第11条の17第2項」を「第11条の46第2項」に、「第11条の19第2項」を「第11条の48第2項」に、「別記第26号様式」を「別記第25号様式」に改め、同条を第21条とする。

第23条第1項中「第11条の18第4項」を「第11条の47第4項」に、「別記第27号様式」を「別記第26号様式」に改め、同条第2項中「第11条の18第5項」を「第11条の47第5項」に改め、同条を第22条とする。

第24条中「別記第28号様式」を「別記第27号様式」に改め、同条を第23条とする。

第25条中「別記第29号様式」を「別記第28号様式」に改め、同条を第24条とする。

第26条中「別記第30号様式」を「別記第29号様式」に改め、同条を第25条とする。

第27条中「別記第31号様式」を「別記第30号様式」に改め、同条を第26条とする。

第28条第1項中「別記第32号様式」を「別記第31号様式」に改め、同条第2項中「第50条の3第5項」を「第50条の4第5項」に改め、同条を第27条とする。

第29条中「別記第33号様式」を「別記第32号様式」に改め、同条を第28条とする。

第30条中「別記第34号様式」を「別記第33号様式」に改め、同条を第29条とする。

第31条第1項中「別記第35号様式」を「別記第34号様式」に改め、同条を第30条とする。

第32条中「別記第36号様式」を「別記第35号様式」に改め、同条を第31条とする。

第33条第1項中「別記第37号様式」を「別記第36号様式」に改め、同条を第32条とする。

第34条中「別記第38号様式」を「別記第37号様式」に改め、同条を第33条とする。

第35条中「別記第39号様式」を「別記第38号様式」に改め、同条を第34条とする。

第36条中「別記第40号様式」を「別記第39号様式」に改め、同条を第35条とする。

第37条中「別記第41号様式」を「別記第40号様式」に改め、同条を第36条とする。

第38条中「別記第42号様式」を「別記第41号様式」に改め、同条を第37条とする。

第39条中「別記第43号様式」を「別記第42号様式」に改め、同条を第38条とする。

第40条中「別記第44号様式」を「別記第43号様式」に改め、同条を第39条とする。

第41条中「別記第45号様式」を「別記第44号様式」に改め、同条を第40条とする。

第42条中「別記第46号様式」を「別記第45号様式」に改め、

同条を第41条とする。

第43条中「別記第47号様式」を「別記第46号様式」に改め、同条を第42条とする。

第44条中「別記第48号様式」を「別記第47号様式」に改め、同条を第43条とする。

第45条中「命令第53条第4項」を「規則第169条第7項」に、「別記第49号様式」を「別記第48号様式」に改め、同条を第44条とする。

第46条中「命令第56条」を「規則第173条」に、「別記第50号様式」を「別記第49号様式」に改め、同条を第45条とし、同条の次に次の1条を加える。

(報告及び資料の提出)

第46条 法第10条第1項第3号の事業を行う組合は、規則第189条第1項から第4項までの規定により、報告及び資料の提出をしようとするときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書面により行うものとする。

- (1) 規則第189条第1項に掲げる場合 事業計画届出書(別記第50号様式)
- (2) 規則第189条第2項に掲げる場合 貯金等の報告書(別記第51号様式)
- (3) 規則第189条第3項に掲げる場合 決算(仮決算)速報届出書(別記第52号様式)
- (4) 規則第189条第4項に掲げる場合 決算速報届出書(別記第53号様式)

第47条を次のように改める。

(届出)

第47条 法第10条第1項第3号の事業を行う組合は、法第97条の2の規定により、届出をしようとするときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書面により行うものとする。

- (1) 法第97条の2第1号に掲げる場合 共済代理店設置届出書(別記第54号様式)又は共済代理店廃止届出書(別記第55号様式)
- (2) 法第97条の2第2号に掲げる場合 共済計理人の選任届出書(別記第56号様式)又は共済計理人の退任届出書(別記第57号様式)
- (3) 法第97条の2第3号に掲げる場合 農業協同組合法第11条の49第1項第3号イ又はロ(農業協同組合にあっては、同法第11条の45第1項第1号又は第2号)に掲げる会社を子会社とすることに係る届出書(別記第58号様式)
- (4) 法第97条の2第4号に掲げる場合 子会社が子会社でなくなったことに係る届出書(別記第59号様式)
- (5) 法第97条の2第5号に掲げる場合 子会社が子会社対象会社に該当しない子会社になったことに係る届出書(別記第60号様式)
- (6) 規則第188条第1項第4号(農業協同組合にあっては、同項第1号)に掲げる場合 農業協同組合法施行規則第

68条(農業協同組合にあっては、第62条)各号に掲げる事由により他の会社を子会社としたことに係る届出書(別記第61号様式)

- (7) 規則第188条第1項第5号(農業協同組合にあっては、同項第2号)に掲げる場合 子会社の議決権の取得(又は保有)届出書(別記第62号様式)
 - (8) 規則第188条第1項第6号(農業協同組合にあっては、同項第3号)に掲げる場合 子会社の名称等の変更に係る届出書(別記第63号様式)、子会社の本店所在地の変更に係る届出書(別記第64号様式)、子会社の業務内容の変更に係る届出書(別記第65号様式)、子会社の合併に係る届出書(別記第66号様式)又は子会社の解散(又は業務の全部の廃止)に係る届出書(別記第67号様式)
 - (9) 規則第188条第1項第11号(農業協同組合にあっては、同項第7号)に掲げる場合 国内の会社の基準議決権数を超える議決権の取得(又は保有)届出書(別記第68号様式)
 - (10) 規則第188条第1項第12号(農業協同組合にあっては、同項第8号)に掲げる場合 子会社対象会社の基準議決権数を超える議決権の取得(又は保有)に係る届出書(別記第69号様式)
 - (11) 規則第188条第1項第13号(農業協同組合にあっては、同項第9号)に掲げる場合 基準議決権数を超えて保有する国内の会社の議決権のうち、基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなったことに係る届出書(別記第70号様式)
 - (12) 規則第188条第1項第14号(農業協同組合にあっては、同項第10号)に掲げる場合 基準議決権数を超えて議決権を保有する会社の業務内容の変更に係る届出書(別記第71号様式)
 - (13) 規則第188条第1項第15号に掲げる場合 特殊関係者を新たに有することとなったことに係る届出書(別記第72号様式)
 - (14) 規則第188条第1項第16号に掲げる場合 特殊関係者でなくなったことに係る届出書(別記第73号様式)
 - (15) 規則第188条第1項第17号に掲げる場合 特殊関係者の業務内容の変更に係る届出書(別記第74号様式)
 - (16) 規則第188条第1項第18号に掲げる場合 異常危険準備金の基準外積立て(又は取崩し)に係る届出書(別記第75号様式)
 - (17) 規則第188条第1項第19号に掲げる場合 業務又は財産の状況に関する事項を記載した説明書類の縦覧開始に係る届出書(別記第76号様式)
 - (18) 規則第188条第1項第20号に掲げる場合 不詳事件等の概要報告書(別記第77号様式)
- 第48条を削る。

第49条中「別記第65号様式」を「別記第78号様式」に改め、同条を第48条とする。

第50条中「別記第66号様式」を「別記第79号様式」に改め、同条を第49条とする。

第51条中「別記第67号様式」を「別記第80号様式」に改め、同条を第50条とする。

第52条を削る。

第53条中「別記第69号様式」を「別記第81号様式」に改め、同条を第51条とする。

第54条第1項中「別記第70号様式」を「別記第82号様式」に、同条第2項中「別記第71号様式」を「別記第83号様式」に改め、同条を第52条とする。

第55条中「別記第72号様式」を「別記第84号様式」に改め、同条を第53条とする。

第56条中「別記第73号様式」を「別記第85号様式」に改め、同条を第54条とする。

第57条中「別記第74号様式」を「別記第86号様式」に改め、同条を第55条とする。

第58条中「別記第75号様式」を「別記第87号様式」に改め、同条を第56条とする。

第59条中「別記第76号様式」を「別記第88号様式」に改め、同条を第57条とする。

第60条中「別記第77号様式」を「別記第89号様式」に改め、同条を第58条とする。

第61条中「別記第78号様式」を「別記第90号様式」に改め、同条を第59条とする。

第62条中「別記第79号様式」を「別記第91号様式」に改め、同条を第60条とする。

第63条を第61条とする。

第64条第1項中「第50条、第51条、第54条から第58条まで」を「第49条、第50条、第52条から第56条まで」に改め、同条第2項中「第51条」を「第50条」に改め、同条を第62条とする。

別記第11号様式中「第11条の3」を「第11条の4」に改める。

別記第12号様式中「第11条の3の2」を「第11条の5」に改める。

別記第13号様式から別記第15号様式までの様式中「第11条の4」を「第11条の7」に改める。

別記第16号様式から別記第18号様式までの様式中「第11条の8」を「第11条の23」に改める。

別記第19号様式から別記第21号様式までの様式中「第11条の14」を「第11条の29」に改める。

別記第22号様式から別記第24号様式までの様式中「第11条の15の3」を「第11条の32」に改める。

別記第25号様式を削る。

別記第26号様式中「第22条関係」を「第21条関係」に、

「第11条の17」を「第11条の46」に改め、同様式を別記第25号様式とする。

別記第27号様式中「第23条関係」を「第22条関係」に、「第11条の18」を「第11条の47」に改め、同様式を別記第26号様式とする。

別記第28号様式中「第24条関係」を「第23条関係」に改め、同様式を別記第27号様式とする。

別記第29号様式中「第25条関係」を「第24条関係」に改め、同様式を別記第28号様式とする。

別記第30号様式中「第26条関係」を「第25条関係」に改め、同様式を別記第29号様式とする。

別記第31号様式中「第27条関係」を「第26条関係」に、「第50条の2第6項」を「第50条の2第4項」に、「第11条の16」を「第11条の45」に、「第11条の18」を「第11条の47」に改め、同様式を別記第30号様式とする。

別記第32号様式中「第28条関係」を「第27条関係」に、「第50条の2第7項」を「第50条の2第8項」に、「第50条の3第4項」を「第50条の4第4項」に改め、同様式を別記第31号様式とする。

別記第33号様式中「第29条関係」を「第28条関係」に改め、同様式を別記第32号様式とする。

別記第34号様式中「第30条関係」を「第29条関係」に改め、同様式を別記第33号様式とする。

別記第35号様式中「第31条関係」を「第30条関係」に改め、同様式を別記第34号様式とする。

別記第36号様式中「第32条関係」を「第31条関係」に改め、同様式を別記第35号様式とする。

別記第37号様式中「第33条関係」を「第32条関係」に改め、同様式を別記第36号様式とする。

別記第38号様式中「第34条関係」を「第33条関係」に改め、同様式を別記第37号様式とする。

別記第39号様式中「第35条関係」を「第34条関係」に改め、同様式を別記第38号様式とする。

別記第40号様式中「第36条関係」を「第35条関係」に改め、同様式を別記第39号様式とする。

別記第41号様式中「第37条関係」を「第36条関係」に改め、同様式を別記第40号様式とする。

別記第42号様式中「第38条関係」を「第37条関係」に改め、同様式を別記第41号様式とする。

別記第43号様式中「第39条関係」を「第38条関係」に改め、同様式を別記第42号様式とする。

別記第44号様式中「第40条関係」を「第39条関係」に改め、同様式を別記第43号様式とする。

別記第45号様式中「第41条関係」を「第40条関係」に改め、同様式を別記第44号様式とする。

別記第46号様式中「第42条関係」を「第41条関係」に改め、同様式を別記第45号様式とする。

別記第47号様式中「第43条関係」を「第42条関係」に改め、同様式を別記第46号様式とする。

別記第48号様式中「第44条関係」を「第43条関係」に改め、同様式を別記第47号様式とする。

別記第49号様式中「第45条関係」を「第44条関係」に、「農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第53条第4項」を「農業協同組合法施行規則（平成13年農林水産省令第148号）第169条第7項」に改め、同様式を別記第48号様式とする。

別記第50号様式中「第46条関係」を「第45条関係」に、「農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第56条」を「農業協同組合法施行規則（平成13年農林水産省令第148号）第173条」に改め、同様式を別記第49号様式とし、同様式の次に次の1様式を加える。

別記第50号様式(第46条関係)

事業計画届出書

年 月 日

和歌山県知事 様

所在地

組合名

代表者職氏名

当組合の事業計画書について、農業協同組合法施行規則第189条第1項の規定により、
年度の事業計画を別添のとおり届け出ます。

別記第51号様式から別記第64号様式までを次のように改める。

別記第 5 1 号様式 (第 4 6 条関係)

貯金等の状況届出書

年 月 日

和歌山県知事 様

所在地
組合名
代表者職氏名

当組合の貯金等の状況について、農業協同組合法施行規則第 1 8 9 条第 2 項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

(関係書類)

- 1 譲渡性貯金の発行調査表
- 2 譲渡性貯金の利率別期間別調査表
- 3 譲渡性貯金の貯金者別調査表
- 4 譲渡性貯金の売買高等調査表
- 5 譲渡性貯金の発行単位別調査表
- 6 預入金額が 1 千万円以上の定期貯金の利率別期間別調査表
- 7 預入金額が 3 百万円以上 1 千万円未満の定期貯金の利率別期間別調査表
- 8 預入金額が 3 百万円未満の定期貯金の利率別期間別調査表
- 9 定期貯金の貯金者別調査表
- 1 0 定期貯金の預入単位別調査表
- 1 1 定期積金の受入調査表
- 1 2 定期積金の貯金者別調査表
- 1 3 定期積金の期間別調査票
- 1 4 当座貯金を除く期間の定めのない貯金の受入調査表
- 1 5 当座貯金及び貯蓄貯金を除く期間の定めのない貯金の貯金者別調査表

別記第52号様式(第46条関係)

決算(仮決算)速報届出書

年 月 日

和歌山県知事 様

所在地
組合名
代表者職氏名

当組合の決算(仮決算)速報について、農業協同組合法施行規則第189条第3項の規定により関係書類を付けて届け出ます。

(関係書類)

- 1 残高試算表
- 2 比較貸借対照表
- 3 比較損益計算書
- 4 貯金利率
- 5 単体自己資本比率
- 6 商品金銭債権の明細
- 7 国債等(法第10条第6項第5号に規定する国債等をいう。)の窓口販売業務等の状況
- 8 外国為替業務状況
- 9 両替の実績
- 10 大口信用供与の状況
- 11 その他参考となる書類

別記第53号様式(第46条関係)

決算速報届出書

年 月 日

和歌山県知事 様

所在地

組合名

代表者職氏名

当組合の決算速報について、農業協同組合法規則第189条第4項の規定により関係書類を付けて届け出ます。

(関係書類)

- 1 比較貸借対照表
- 2 比較損益計算書
- 3 剰余金処分の状況
- 4 責任準備金その他の準備金の積立て状況
- 5 利源別分析表
- 6 リスク管理債権(第171条第2号へ(2)(i)から(iv)までに掲げる貸付金をいう。)
- 7 共済金等の支払能力の充実の状況を示す比率
- 8 経営効率表
- 9 主要資産(特別勘定以外の勘定のうち、現預金、コールローン、買現先勘定、債券貸借取引支払保証金、金銭債権、金銭の信託、有価証券、貸付金、運用不動産等)の運用の状況
- 10 その他参考となるべき事項

別記第 5 4 号様式 (第 4 7 条関係)

年 月 日

和歌山県知事 様

住 所
組合名
代表理事 氏名 印

共済代理店設置届出書

共済代理店を設置しますので、農業協同組合法第 9 7 条の 2 第 1 号の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

商号・名称又は氏名	
代表者の氏名 (法人等の場合)	
営業所又は事務所の所在地	
設 置 理 由	
設 置 予 定 日	年 月 日 ()
主たる業務の内容	

(添付書類)

委託契約書案

別記第55号様式(第47条関係)

年 月 日

和歌山県知事 様

住 所
組合名
代表理事 氏名 印

共済代理店廃止届出書

共済代理店を廃止しますので、農業協同組合法第97条の2第1号の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

商号・名称又は氏名	
代表者の氏名(法人等の場合)	
営業所又は事務所の所在地	
廃止理由	
廃止予定日	年 月 日()

別記第56号様式(第47条関係)

年 月 日

和歌山県知事 様

住 所

組合名

代表理事

氏名

印

共済計理人の選任届出書

〇〇〇〇を共済計理人に選任しましたので、農業協同組合法第97条の2第2号の規定により、届け出ます。

(添付書類)

- 1 履歴書
- 2 農業協同組合法施行規則第46条各号に掲げるいずれかの要件に該当することを証する書面
- 3 共済計理人が2人以上となる場合は、各共済計理人のそれぞれの職務に属する事項を記載した書類

別記第 5 7 号様式 (第 4 7 条関係)

年 月 日

和歌山県知事 様

住 所

組合名

代表理事

氏名

印

共済計理人の退任届出書

共済計理人〇〇〇〇が退任しましたので、農業協同組合法第 9 7 条の 2 第 2 号の規定により届け出ます。

(添付書類)

- 1 理由書
- 2 当該共済計理人退任後も共済計理人が 2 人以上となる場合は、各共済計理人のそれぞれの職務に属する事項を記載した書類

別記第 58 号様式 (第 47 条関係)

年 月 日

和歌山県知事 様

住 所
組合名
代表理事 氏名 印

農業協同組合法第 11 条の 49 第 1 項第 3 号イ (又はロ) (農業協同組合にあっては、11 条の 45 第 1 項第 1 号 (又は 2 号) に掲げる会社を子会社としますので、農業協同組合法第 97 条の 2 第 9 号の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

子会社とする会社の概要	名 称	
	主たる営業所又は事務所の所在地	
	業 務 の 内 容	(農業協同組合法施行規則第 67 条 (第 61 条) 第 0 項第 0 号に該当)
	会 社 の 状 況 (直近の決算期より) (注)	売上高: 総資産: 経常損益: 資本金: 当期損益:
	役員 の 役 職 名 及 び 氏 名	
	役員及び従業員の数	
	子会社とした後の 主要株主等の構成	A 社 個 (総株主の議決権に対する割合 %) B 社 個 (総株主の議決権に対する割合 %) C 社 個 (総株主の議決権に対する割合 %)
	保有する議決権の数	個 (総株主の議決権に対する割合 %)
	子会社とする理由	
	実 行 予 定 日	年 月 日 ()

(注)「会社の状況」について

当該会社の規模、収益状況等会社の財務状況がわかる項目を適宜記入する (本欄の項目に必ずしもこだわらない)。

(添付書類)

- 1 申請者に関する次に掲げる書類
 - (1) 最終の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書
その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類
 - (2) 本件届出後における収支の見込みを記載した書類
- 2 本件届出後における申請者及びその子会社の収支の見込みを記載した書類
- 3 申請に係る会社に関する最終の貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又は
損失処理計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる
書類
- 4 申請に係る会社を子会社とすることにより、申請者又はその子会社が国内の会社
の議決権を合算してその基準議決権数を超えて有することとなるときは、当該国内
の会社の名称及び業務の内容を記載した書類
- 5 申請に係る会社の役員の履歴書
- 6 申請に係る会社の組織図
- 7 その他参考となるべき事項を記載した書類

別記第 59 号様式 (第 47 条関係)

年 月 日

和歌山県知事 様

住 所
組合名
代表理事 氏名 印

子会社が子会社でなくなったことに係る届出書

子会社が子会社でなくなりましたので、農業協同組合法第 97 条の 2 第 10 号 (農業協同組合にあつては、第 4 号、同法第 10 条第 1 項第 3 号の事業を行う農業協同組合連合会については、第 7 号) の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

名 称		
主たる営業所又は事務所の所在地		
業 務 の 内 容		
保有議決権数	変更前	個 (総株主の議決権に対する割合 %)
	変更後	個 (総株主の議決権に対する割合 %)
子会社でなくなった理由		
子会社でなくなった日	年 月 日 ()	

(添付資料)

その他参考となるべき事項を記載した書類

別記第 60 号様式 (第 47 条関係)

年 月 日

和歌山県知事 様

住 所

組合名

代表理事 氏名 印

子会社が子会社対象会社に該当しない子会社になったことに係る届出書

子会社対象会社に該当する子会社が子会社対象会社に該当しない子会社になりましたので、農業協同組合法第 97 条の 2 第 11 号 (農業協同組合にあっては、第 5 号、同法第 10 条第 1 項第 3 号の事業を行う農業協同組合連合会については、第 11 号) の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

子 会 社 の 商 号		
子会社の主たる営業所又は事務所の所在地		
業 務 の 内 容	変更前	(農業協同組合法施行規則第 67 条 (第 61 条) 第 0 項第 0 号に該当)
	変更後	
保 有 議 決 権 数	個 (総株主の議決権に対する割合 %)	
子会社対象会社でなくなった理由		
子会社対象会社でなくなった日	年 月 日 ()	

(添付書類)

その他参考となるべき事項を記載した書類

別記第61号様式(第47条関係)

年 月 日

和歌山県知事 様

住 所
組合名
代表理事 氏名 印

農業協同組合法施行規則第68条(農業協同組合にあつては、第62条)
各号に掲げる事由により他の会社を子会社としたことに係る届出書

農業協同組合法施行規則第68条(農業協同組合にあつては、62条)各号に掲げる事由により他の会社を子会社としましたので、農業協同組合法第97条の2第12号及び農業協同組合法施行規則第188条第4号(農業協同組合にあつては、1号)の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

子会社とした会社の概要	商号又は名称	
	主たる営業所又は事務所の所在地	
	業務の内容	
	会社の状況 (直近の決算期より)(注)	売上高: 総資産: 経常損益: 資本金: 当期損益:
	役員 の 役 職 名 及 び 氏 名	
	役員及び従業員の数	
	保有議決権数	個(総株主の議決権に対する割合 %)
	主要株主等の構成	A社 個(総株主の議決権に対する割合 %) B社 個(総株主の議決権に対する割合 %) C社 個(総株主の議決権に対する割合 %)
子会社とした理由	(規則第68条(又は62条)第 号該当)	
子会社とした日	年 月 日 ()	

(注)「会社の状況」について
当該会社の規模、収益状況等会社の財務状況がわかる項目を適宜記入する(本欄の項目に必ずしもこだわらない。)
(添付書類)

- 1 子会社とした会社の役員の履歴書
- 2 その他参考となるべき事項を記載した書類

別記第62号様式(第47条関係)

年 月 日

和歌山県知事 様

住 所
組合名
代表理事 氏名 印

子会社の議決権の取得(又は保有)届出書

子会社の議決権を追加して取得(又は保有)したので、農業協同組合法第97条の2第12号及び農業協同組合法施行規則第188条第1項第5号(農業協同組合にあっては、第2号)の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

追加して取得(又は保有)した日	年 月 日 ()
子会社の商号又は名称	
子会社の主たる営業所又は事務所の所在地	
追加取得(又は保有)議決権数	個(総株主の議決権に対する割合 %)
追加取得(又は保有)前議決権数	個(総株主の議決権に対する割合 %)
追加取得(又は保有)後議決権数	個(総株主の議決権に対する割合 %)
追加取得(又は保有)した理由	

(添付書類)

その他参考となるべき事項を記載した書類

別記第 6 3 号様式 (第 4 7 条関係)

年 月 日

和歌山県知事 様

住 所
組合名
代表理事 氏名 印

子会社の名称等の変更に係る届出書

〇〇が名称等を変更することとなりましたので、農業協同組合法第 9 7 条の 2 第 1 2 号及び農業協同組合法施行規則第 1 8 8 条第 1 項第 6 号 (農業協同組合にあっては、第 3 号) の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

子会社の名称 又は商号	変更前	
	変更後	
子会社の主たる営業所 又は事務所の所在地		
変 更 予 定 日		年 月 日 ()
変 更 の 理 由		

(添付書類)

その他参考となるべき事項を記載した書類

別記第 6 4 号様式 (第 4 7 条関係)

年 月 日

和歌山県知事 様

住 所

組合名

代表理事 氏名 印

子会社の本店所在地の変更に係る届出書

〇〇が本店の所在地を変更することとなりましたので、農業協同組合法第 9 7 条の 2 第 1 2 号及び農業協同組合法施行規則第 1 8 8 条第 1 項第 6 号 (農業協同組合にあっては、第 3 号) の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

子会社の商号又は名称	
本店又は主たる 事務所の所在地	変更前
	変更後
変 更 予 定 日	年 月 日 ()
変 更 の 理 由	
変 更 に 係 る 費 用	

(添付書類)

- 1 変更予定地の見取図
- 2 その他参考となるべき事項を記載した書類

別記第79号様式中「第62条関係」を「第60条関係」に、「第62条の」を「第60条の」に改め、同様式を別記第91号様式とする。

別記第78号様式中「第61条関係」を「第59条関係」に、「第61条の」を「第59条の」に改め、同様式を別記第90号様式とする。

別記第77号様式中「第60条関係」を「第58条関係」に、「第60条の」を「第58条の」に改め、同様式を別記第89号様式とする。

別記第76号様式中「第59条関係」を「第57条関係」に、「第59条の」を「第57条の」に改め、同様式を別記第88号様式とする。

別記第75号様式中「第58条関係」を「第56条関係」に、「第58条の」を「第56条の」に改め、同様式を別記第87号様式とする。

別記第74号様式中「第57条関係」を「第55条関係」に、「第57条の」を「第55条の」に改め、同様式を別記第86号様式とする。

別記第73号様式中「第56条関係」を「第54条関係」に、「第56条の」を「第54条の」に改め、同様式を別記第85号様式とする。

別記第72号様式中「第55条関係」を「第53条関係」に、「第55条の」を「第53条の」に改め、同様式を別記第84号様式とする。

別記第71号様式中「第54条関係」を「第52条関係」に、「第54条第2項」を「第52条第2項」に改め、同様式を別記第83号様式とする。

別記第70号様式中「第54条関係」を「第52条関係」に、「第54条の」を「第52条の」に改め、同様式を別記第82号様式とする。

別記第69号様式中「第53条関係」を「第51条関係」に、「第53条の」を「第51条の」に改め、同様式を別記第81号様式とする。

別記第68号様式を削る。

別記第67号様式中「第51条関係」を「第50条関係」に、「第51条の」を「第50条の」に改め、同様式を別記第80号様式とする。

別記第66号様式中「第50条関係」を「第49条関係」に、「第50条の」を「第49条の」に改め、同様式を別記第79号様式とする。

別記第65号様式中「第49条関係」を「第48条関係」に改め、同様式を別記第78号様式とする。

別記第64号様式の次に次の13様式を加える。

別記第 6 5 号様式 (第 4 7 条関係)

年 月 日

和歌山県知事 様

住 所

組 合 名

代表理事 氏名 印

子会社の業務内容の変更に係る届出書

〇〇が主な業務の内容を変更することとなりましたので、農業協同組合法第 9 7 条の 2 第 1 2 号及び農業協同組合法施行規則第 1 8 8 条第 1 項第 6 号 (農業協同組合にあつては、第 3 号) の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

子会社の商号又は名称		
子会社の所在地		
主な業務内容	変更前	
	変更後	
変 更 予 定 日		年 月 日 ()
理 由		

(添付書類)

その他参考となるべき事項を記載した書類

別記第 6 6 号様式 (第 4 7 条関係)

年 月 日

和歌山県知事 様

住 所

組合名

代表理事 氏名 印

子会社の合併に係る届出書

〇〇が合併することとなりましたので、農業協同組合法第 9 7 条の 2 第 1 2 号及び農業協同組合法施行規則第 1 8 8 条第 1 項第 6 号 (農業協同組合にあっては、第 3 号) の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

新 会 社 の 概 要 (1) 商 号 又 は 名 称 (2) 所 在 地 (3) 資 本 金 (4) 株 主 構 成 (5) 役 員 の 役 職 名 及 び 氏 名 (6) 従 業 員 数 (7) 事 業 内 容						
旧 会 社 の 概 要 ...						
合 併 の 形 態						
合 併 の 理 由						
合 併 の 期 日						
業績予想	(単位：百万円)					
	区 分	前々期実績	前期実績	当期見込み	翌期予想	翌々期 予想
	...					
	営業収益					
	営業費用					
	営業損益					
	...					
	経常損益					
	...					
	当期損益					
	...					

(添付書類)

その他参考となるべき事項を記載した書類

別記第 6 7 号様式 (第 4 7 条関係)

年 月 日

和歌山県知事 様

住 所
組合名
代表理事 氏名 印

子会社の解散 (又は業務の全部の廃止) に係る届出書

〇〇が解散 (又は業務の全部を廃止) することとなりましたので、農業協同組合法第 9 7 条の 2 第 1 2 号及び農業協同組合法施行規則第 1 8 8 条第 1 項第 6 号 (農業協同組合にあっては、第 3 号) の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

解散 (又は業務の全部を廃止) する子会社の商号又は名称	
所 在 地	
資 本 金	
株 主 構 成	
役員 の 役 職 名 及 び 氏 名	
従 業 員 数	
業 務 の 内 容	
解散 (又は業務の全部を廃止) する理由	
解散 (又は業務全部廃止) 予定日	年 月 日 ()

(添付書類)

その他参考となるべき事項を記載した書類

別記第68号様式(第47条関係)

年 月 日

和歌山県知事 様

住 所
組合名
代表理事 氏名 印

国内の会社の基準議決権数を超える議決権の取得(又は保有)届出書

〇〇の基準議決権数を超える議決権を取得(又は保有)しましたので、農業協同組合法第97条の2第12号及び農業協同組合法施行規則第188条第1項第11号(農業協同組合にあっては、第7号)の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

商号又は名称				
本店又は主たる営業所の所在地				
業 務 の 内 容				
会 社 の 状 況 (直近の決算期より) (注1)	売上高:	総資産:		
	経常損益:	資本金:		
	当期損益:			
総株主等の議決権・保有する議決権の数の状況		届出事由発生前①	届出事由発生後②	増減 (②-①)
	総株主等の議決権 (注2, 6)	個	個	個
	保有議決権数 (注2, 3, 4)	個	個	個
	保有議決権割合 (注3)	%	%	%
議決権取得(又は保有)の理由(注5)	(根拠条文: 農業協同組合法施行規則第73条(又は63条)第()号)			
取得(又は保有)した日	年 月 日 () (注6)			

(注)

- 1 「会社の状況」について
当該会社の規模、収益状況等会社の財務状況がわかる項目を適宜記入すること(本欄の項目に必ずしもこだわらない。)
- 2 当該会社の「総株主等の議決権」の算定方法
原則、「株主総会等の招集通知の受領時(以下「判明時」という。)に把握できる基準日時点の議決権の総数」を当該会社の「総株主等の議決権」とみなす。
なお、小規模非上場会社等の招集通知に「総株主等の議決権」の記載がない場合には、当該通知に記載のある「発行済株式等の総数」等を「総株主等の議決権」とみなして差し支えない。(この場合において、表上の単位は株と読み替えるものとする。注4において同じ。)
- 3 「保有議決権数」及び「保有議決権割合」について
届出者とその子会社の合計の保有議決権数を記入するものとする。保有議決権割合は、小数点第3位以下を四捨五入し、保有状況についてそれぞれ様式に従い記入すること。
- 4 保有議決権数の算定方法
判明時に保有する当該会社の議決権数とする。
なお、小規模非上場会社等で招集通知に「議決権」の記載がない場合には所有する「株式等の数」等を「議決権の数」とみなして差し支えない。
- 5 「議決権の取得(又は保有)の理由」欄の記載にあつては、農業協同組合法施行規則第63条(又は73条)(以下「規則」という。)第6号から第8号までの事由による場合は「総株主の議決権の数の減少」として一括記載することで差し支えない。

6 届出期限等

届出(超過)要因	届出期限	起算日 *注1	総株主等の議決権 *注7
規則第1号	実行日を含む月の翌月末営業日	実行日	基準日(注2)時点の議決権数(以下「基準日議決権数」という。)
規則第2号	受領日を含む月の翌月末営業日	受領日	基準日議決権数
規則第3号	取得日を含む月の翌月末営業日	取得日	基準日議決権数+取得に係る議決権数
規則第4号	株主総会決議日を含む月の翌月末営業日	取得日	基準日議決権数+当該議決に係る議決権総数
規則第5号	転換日を含む月の翌月末営業日	転換日	基準日議決権数+当該転換に係る議決権総数
規則第6号、第7号及び第8号の一部(下の場合を除く) *注3	定時総会の開催日を含む月の翌々月末営業日	届出日	基準日議決権数
規則第8号の一部(金庫株取得の場合)*注4	*注5	届出日	基準日議決権数*注6
規則第8号の一部(合併・営業譲渡等の株会の議決に係る自己株式の取得の場合、金庫株を除く。)	株主総会の開催日を含む月の翌月末営業日	届出日	基準日議決権数+総会決議に係る議決権数
規則第9号	処分基準日を含む月の翌月末営業日	処分基準日	基準日議決権数

注1：基準議決権数を超えて取得又は保有した日をいう。

注2：商法第224条ノ3に規定する「一定ノ日」をいう。

注3：相続で単元未満株式が発生する場合など、僅少な超過が理論上想定しうるが、その場合は、本要因に含めて取扱って差し支えない。

注4：商法第210条第1項及び第211条の3第1項に規定する自己株式をいう。

注5：① 商法第210条第1項（又は第211条の3第1項）の規定に基づき自己株式の取得を決議した株主総会（又は取締役会）の開催日を含む月の翌月末営業日

② 自己株式の取得を月次等の開示で知った日を含む月の翌月末営業日（非上場等で自己株式の取得について開示がない場合は、翌年の判明時を含む月の翌月末営業日）のいずれか選択した方法で届けるものとする（選択方法が各銘柄毎、各年度毎に異なることも差し支えない。また、月次等の開示で超過を知った時に、残株を含めた数で届け出ても差し支えない。）。

注6：注5②により届け出る場合の「総株主等の議決権」は、基準日時点の議決権数にその後の開示情報で加減調整した議決権数を用いるものとする。

注7：「総株主の議決権」の算定に当たって、複数の事由が重なる場合は、各々の事由による方法による直近時の議決権数に調整したものをを用いるものとする。

(添付書類)

その他参考となるべき事項を記載した書類

別記第 6 9 号様式 (第 4 7 条関係)

年 月 日

和歌山県知事 様

住 所
組合名
代表理事 氏名 印

子会社対象会社の基準議決権数を超える議決権の取得 (又は保有) に係る届出書

〇〇の議決権を基準議決権数を超えて取得 (又は保有) することとなりましたので、農業協同組合法第 9 7 条の 2 第 1 2 号及び農業協同組合法施行規則第 1 8 8 条第 1 項第 1 2 号 (農業協同組合にあっては、第 8 号) 規定により、下記のとおり届け出ます。

記

商号又は名称				
本店又は主たる営業所の所在地				
業 務 の 内 容				
会 社 の 状 況 (直近の決算期より) (注1)	売上高:	総資産:		
	経常損益:	資本金:		
	当期損益:			
役員の役職名及び氏名 (注2)				
総株主等の議決権・保有する議決権の数の状況		届出事由 発生前①	届出事由 発生後②	増減 (②-①)
	総株主等の議決権 (注 3,7)	個	個	個
	保有議決権数 (注 3,4,5)	個	個	個
	保有議決権割合 (注 4)	%	%	%
議決権取得 (又は保有) の理由 (注6)				
取得 (又は保有) する日	年 月 日 () (注 7)			

(注)

- 1 「会社の状況」について
当該会社の規模、収益状況等会社の財務状況がわかる項目を適宜記入すること（本欄の項目に必ずしもこだわらない。）
- 2 当該農業協同組合（又は連合会）出身役員の場合には、その旨を記載する。
- 3 当該会社の「総株主等の議決権」の算定方法
原則、「株主総会等の招集通知の受領時（以下「判明時」という。）に把握できる基準日時点の議決権の総数」を当該会社の「総株主等の議決権」とみなす。
なお、小規模非上場会社等の召集通知に「総株主等の議決権」の記載がない場合には、当該通知に記載のある「発行済株式等の総数」等を「総株主等の議決権」とみなして差し支えない。（この場合において、表上の単位は株と読み替えるものとする。注4において同じ。）
- 4 「保有議決権数」及び「保有議決権割合」について
届出者とその子会社の合計の保有議決権数を記入するものとする。保有議決権割合は、小数点第3位以下を四捨五入し、保有状況についてそれぞれ様式に従い記入すること。
- 5 保有議決権数の算定方法
判明時に保有する当該会社の議決権数とする。
なお、小規模非上場会社等で召集通知に「議決権」の記載がない場合には所有する「株式等の数」等を「議決権の数」とみなして差し支えない。
- 6 「議決権の取得（又は保有）の理由」欄の記載にあつては、農業協同組合法施行規則第63条（又は73条）（以下「規則」という。）第6号から第8号までの事由による場合は「総株主の議決権の数の減少」として一括記載することで差し支えない。
- 7 届出期限等

届出(超過)要因	届出期限	起算日 *注1	総株主等の議決権 *注7
規則第1号	実行日を含む月の翌月末営業日	実行日	基準日(注2)時点の議決権数(以下「基準日議決権数」という。)
規則第2号	受領日を含む月の翌月末営業日	受領日	基準日議決権数
規則第3号	取得日を含む月の翌月末営業日	取得日	基準日議決権数+取得に係る議決権数
規則第4号	株主総会決議日を含む月の翌月末営業日	取得日	基準日議決権数+当該議決に係る議決権総数
規則第5号	転換日を含む月の翌月末営業日	転換日	基準日議決権数+当該転換に係る議決権総数
規則第6号、第7号及び第8号の一部(下の場合を除く) *注3	定時総会の開催日を含む月の翌々月末営業日	届出日	基準日議決権数
規則第8号の一部(金庫株取得の場合)*注4	*注5	届出日	基準日議決権数*注6
規則第8号の一部(合併・営業譲渡等の株会の議決に係る自己株式の取得の場合、金庫株を除く。)	株主総会の開催日を含む月の翌月末営業日	届出日	基準日議決権数+総会決議に係る議決権数
規則第9号	処分基準日を含む月の翌月末営業日	処分基準日	基準日議決権数

- 注 1 : 基準議決権数を超えて取得又は保有した日をいう。
- 注 2 : 商法第 224 条ノ 3 に規定する「一定ノ日」をいう。
- 注 3 : 相続で単元未満株式が発生する場合など、僅少な超過が理論上想定しうるが、その場合は、本要因に含めて取扱って差し支えない。
- 注 4 : 商法第 210 条第 1 項及び第 211 条の 3 第 1 項に規定する自己株式をいう。
- 注 5 : ① 商法第 210 条第 1 項 (又は第 211 条の 3 第 1 項) の規定に基づき自己株式の取得を決議した株主総会 (又は取締役会) の開催日を含む月の翌月末営業日
- ② 自己株式の取得を月次等の開示で知った日を含む月の翌月末営業日 (非上場等で自己株式の取得について開示がない場合は、翌年の判明時を含む月の翌月末営業日) のいずれか選択した方法で届けるものとする (選択方法が各銘柄毎、各年度毎に異なることも差し支えない。また、月次等の開示で超過を知った時に、残株を含めた数で届け出ても差し支えない。)
- 注 6 : 注 5 ②により届け出る場合の「総株主等の議決権」は、基準日時点の議決権数にその後の開示情報で加減調整した議決権数を用いるものとする。
- 注 7 : 「総株主の議決権」の算定に当たって、複数の事由が重なる場合は、各々の事由による方法による直近時の議決権数に調整したものをを用いるものとする。
- (添付書類)
- その他参考となるべき事項を記載した書類

別記第 70 号様式 (第 47 条関係)

年 月 日

和歌山県知事 様

住 所
組合名
代表理事 氏名 印

基準議決権数を超えて保有する国内の会社の議決権のうち、基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなったことに係る届出書

〇〇の議決権の基準議決権数を超えて保有する部分の議決権を保有しなくなりましたので、農業協同組合法第 97 条の 2 第 12 号及び農業協同組合法施行規則第 188 条第 1 項第 13 号 (農業協同組合にあつては、第 9 号) の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

商号又は名称				
本店又は主たる営業所の所在地				
業務の内容				
総株主等の議決権・保有する議決権の数の状況		届出事由発生前①	届出事由発生後②	増減(②-①)
	総株主等の議決権(注 1,4)	個	個	個
	保有議決権数(注 1,2,3)	個	個	個
	保有議決権割合(注 2)	%	%	%
基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなった理由				
基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなった日	年 月 日 ()			

(注)

1 当該会社の「総株主等の議決権」の算定方法

原則、「株主総会等の招集通知の受領時（以下「判明時」という。）に把握できる基準日時点の議決権の総数」を当該会社の「総株主等の議決権」とみなす。

なお、小規模非上場会社等の招集通知に「総株主等の議決権」の記載がない場合には、当該通知に記載のある「発行済株式等の総数」等を「総株主等の議決権」とみなして差し支えない。（この場合において、表上の単位は株と読み替えるものとする。注4において同じ。）

2 「保有議決権数」及び「保有議決権割合」について

届出者とその子会社の合計の保有議決権数を記入するものとする。保有議決権割合は、小数点第3位以下を四捨五入し、保有状況についてそれぞれ様式に従い記入すること。

3 保有議決権数の算定方法

判明時に保有する当該会社の議決権数とする。

なお、小規模非上場会社等で招集通知に「議決権」の記載がない場合には所有する「株式等の数」等を「議決権の数」とみなして差し支えない。

4 届出期限等

届出(超過)要因	届出期限	起算日 *注1	総株主等の議決権*注7
規則第1号	実行日を含む月の翌月末営業日	実行日	基準日(注2)時点の議決権数 (以下「基準日議決権数」という。)
規則第2号	受領日を含む月の翌月末営業日	受領日	基準日議決権数
規則第3号	取得日を含む月の翌月末営業日	取得日	基準日議決権数+取得に係る議決権数
規則第4号	株主総会決議日を含む月の翌月末営業日	取得日	基準日議決権数+当該議決に係る議決権総数
規則第5号	転換日を含む月の翌月末営業日	転換日	基準日議決権数+当該転換に係る議決権総数
規則第6号、第7号及び第8号の一部(下の場合を除く) *注3	定時総会の開催日を含む月の翌々月末営業日	届出日	基準日議決権数
規則第8号の一部(金庫株取得の場合)*注4	*注5	届出日	基準日議決権数*注6

規則第 8 号の一部(合併・営業譲渡等の株会の議決に係る自己株式の取得の場合、金庫株を除く。)	株主総会の開催日を含む月の翌月末営業日	届出日	基準日議決権数+総会決議に係る議決権数
規則第 9 号	処分基準日を含む月の翌月末営業日	処分基準日	基準日議決権数

注 1 : 基準議決権数を超えて取得又は保有した日をいう。

注 2 : 商法第 224 条ノ 3 に規定する「一定ノ日」をいう。

注 3 : 相続で単元未満株式が発生する場合など、僅少な超過が理論上想定しうるが、その場合は、本要因に含めて取扱って差し支えない。

注 4 : 商法第 210 条第 1 項及び第 211 条の 3 第 1 項に規定する自己株式をいう。

注 5 : ① 商法第 210 条第 1 項 (又は第 211 条の 3 第 1 項) の規定に基づき自己株式の取得を決議した株主総会 (又は取締役会) の開催日を含む月の翌月末営業日

② 自己株式の取得を月次等の開示で知った日を含む月の翌月末営業日 (非上場等で自己株式の取得について開示がない場合は、翌年の判明時を含む月の翌月末営業日) のいずれか選択した方法で届けるものとする (選択方法が各銘柄毎、各年度毎に異なることも差し支えない。また、月次等の開示で超過を知った時に、残株を含めた数で届け出ても差し支えない。)

注 6 : 注 5 ② により届け出る場合の「総株主等の議決権」は、基準日時点の議決権数にその後の開示情報で加減調整した議決権数を用いるものとする。

注 7 : 「総株主の議決権」の算定に当たって、複数の事由が重なる場合は、各々の事由による方法による直近時の議決権数に調整したものをを用いるものとする。

(添付書類)

その他参考となるべき事項を記載した書類

別記第 7 1 号様式 (第 4 7 条関係)

年 月 日

和歌山県知事 様

住 所
組合名
代表理事 氏名 印

基準議決権数を超えて議決権を保有する会社の業務内容の変更に係る届出書

〇〇が業務の内容を変更することになりましたので、農業協同組合法第 9 7 条の 2 第 1 2 号及び農業協同組合法施行規則第 1 8 8 条第 1 項第 1 4 号 (農業協同組合にあっては、1 0 号) の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

商号又は名称		
本店又は主たる営業所の所在地		
業務の内容	変更前	
	変更後	
役員 の 役 職 名 及 び 氏 名 (注)		
変 更 の 理 由		
会 社 の 状 況 (直近の決算期より)	売上高:	総資産:
	経常損益:	資本金:
	当期損益:	
保 有 議 決 権 数	個 (総株主の議決権に対する割合 %)	
変 更 予 定 日	年 月 日 ()	

(注) 当該組合出身の役員の場合には、その旨を記載する。

(添付書類)

その他参考となるべき事項を記載した書類

別記第 7 2 号様式 (第 4 7 条関係)

年 月 日

和歌山県知事 様

住 所
組合名
代表理事 氏名 印

特殊関係者を新たに有することとなったことに係る届出書

〇〇を特殊関係者として新たに有することになりましたので、農業協同組合法第 9 7 条の 2 第 1 2 号及び農業協同組合法施行規則第 1 8 8 条第 1 項第 1 5 号の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

商号又は名称	
本店又は主たる営業所の所在地	
業務の内容	
会社の状況 (直近の決算期より)	売上高: 総資産: 経常損益: 資本金: 当期損益:
役員の役職名及び氏名 (注)	
役員及び従業員の数	
保有議決権数	個(総株主の議決権に対する割合 %)
特殊関係者となる理由	
主要株主等の構成	A社 個(総株主の議決権に対する割合 %) B社 個(総株主の議決権に対する割合 %) C社 個(総株主の議決権に対する割合 %)
実行予定日	年 月 日 ()

(注) 当該組合出身の役員の場合には、その旨を記載する。

(添付書類)

その他参考となるべき事項を記載した書類

別記第 7 3 号様式 (第 4 7 条関係)

年 月 日

和歌山県知事 様

住 所

組合名

代表理事 氏名 印

特殊関係者でなくなったことに係る届出書

〇〇が特殊関係者でなくなりましたので、農業協同組合法第 9 7 条の 2 第 1 2 号及び農業協同組合法施行規則第 1 8 8 条第 1 項第 1 6 号の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

商 号 又 は 名 称	
本店又は主たる営業所の所在地	
業 務 の 内 容	
保 有 議 決 権 数	個 (総株主の議決権に対する割合 %)
特殊関係者でなくなった理由	
特殊関係者でなくなった日	年 月 日 ()

(添付書類)

その他参考となるべき事項を記載した書類

別記第 7 4 号様式 (第 4 7 条関係)

年 月 日

和歌山県知事 様

住 所
組合名
代表理事 氏名 印

特殊関係者の業務内容の変更に係る届出書

〇〇が業務の内容を変更することになりましたので、農業協同組合法第 9 7 条の 2 第 1 2 号及び農業協同組合法施行規則第 1 8 8 条第 1 項第 1 7 号の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

商号又は名称		
本店又は主たる営業所の所在地		
業務の内容	変更前	
	変更後	
役員 の 役職名及び氏名 (注)		
変更の理由		
会社 の 状 況 (直近の決算期より)	売上高： 経常損益： 当期損益：	総資産： 資本金：
保有議決権数	個 (総株主の議決権に対する割合 %)	
変更予定日	年 月 日 ()	

(注) 当該組合の出身役員の場合には、その旨を記載する。

(添付書類)

その他参考となるべき事項を記載した書類

別記第 7 5 号様式 (第 4 7 条関係)

年 月 日

和歌山県知事 様

住 所

組合名

代表理事 氏名 印

異常危険準備金の基準外積立て (又は取崩し) に係る届出書

農林水産大臣が定める積立てに関する基準によらない異常危険準備金の積立て (又は取崩し) を行いますので、農業協同組合法第 9 7 の 2 条第 1 2 号及び農業協同組合法施行規則第 1 8 8 条第 1 項第 1 8 号の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

共 済 種 類	
---------	--

(単位:百万円)

区 分	異常危険準備金 I	異常危険準備金 II	合 計
年度始積立額			
当年度積立額			
当年度取崩額			
年度末積立額			

(単位：百万円)

区分	異常危険準備金 I		異常危険準備金 II	
積立基準額	普通死亡リスク		予定利率リスク相当額の10%	
	災害死亡リスク			
	生存保障リスク			
	災害入院リスク			
	疾病入院リスク			
	火災リスク、自動リスク、傷害リスク、地震災害リスク及び風水害リスク		責任準備金の0.1%	
	その他のリスク（生命）			
	その他のリスク（損害）			
積立限度額	普通死亡リスク		予定利率リスク相当額	
	災害死亡リスク			
	生存保障リスク			
	災害入院リスク			
	疾病入院リスク			
	火災リスク、自動リスク、傷害リスク、地震災害リスク及び風水害リスク		責任準備金の3%	
	その他のリスク（生命）			
	その他のリスク（損害）			
取崩基準	危険差損の額		利差損の額	
	税負担の額		契約者割戻準備金の積立額	
	契約者割戻準備金の積立額			

(添付書類)

- 1 理由書
- 2 その他参考となるべき事項を記載した書類

別記第76号様式(第47条関係)

年 月 日

和歌山県知事 様

住 所

組合名

代表理事 氏名 印

業務又は財産の状況に関する事項を記載した説明書類の縦覧開始に係る届出書

年 月 日から業務又は財産の状況に関する事項を記載した説明書類の縦覧を開始しましたので、農業協同組合法第97条の2第12号及び農業協同組合法施行規則第188条第1項第19号の規定により、届け出ます。

(添付書類)

業務又は財産の状況に関する事項を記載した説明書類

別記第77号様式(第47条関係)

不祥事件等の概要報告書

年 月 日

和歌山県知事 様

所 在 地
組 合 名
代表者職氏名

当組合において、不祥事件が発生しましたので、(農業協同組合法施行規則第188条第1項第20号及び農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第58条第1項第15号(法第10条第1項第3号を行う組合の場合)、農業協同組合法施行規則第188条第1項第20号(法第10条第1項第3号を行わない組合の場合))の規定により、別紙のとおり報告します。

別紙 (不祥事件等届出書)

不祥事件等の概要

年 月 日現在	第 報	当初報告日	年 月 日
---------	-----	-------	-------

(最終報告は「最終報」と記述すること)

都道府県名	組合名	農業協同組合
-------	-----	--------

発生部署名

不祥事件等の内容の事業区分 (共済・販売・購買・その他)	報告書作成者 の所属・氏名	(所属) (氏名)
---------------------------------	------------------	--------------

1. 当事者について

氏名	性別	年齢	在職期間	年 月
----	----	----	------	-----

職 種 (管理職・一般職・臨時職・派遣等を記入する。)	役職名
-----------------------------	-----

2. 不祥事件等の概要

① 不祥事件等の種類	(業務上横領・窃盗・詐欺・背任・現金紛失・強盗・盗難等を記入する。)
② 発覚の端緒	(本不祥事件等発覚の端緒となった出来事を記入する。)
③ 当事者の動機	(当事者が不正を行うに至った背景・事情を記入する。)
④ 手 口	(不正の手口及び隠蔽のためにとった手段等を記入する。)
⑤ 不祥事件等が防げ なかつた管理上の問 題点	(未然に防げなかつた組合の問題点を記入する。)

3. 発生から報告までの経過

不祥事件等の発覚年月日	年 月 日
不祥事件等の行われた時期	年 月 ～ 年 月
不祥事件等の行われた期間	年 か月

不祥事件等の調査・解明部署名	
----------------	--

○調査・解明部署が行った調査の結果を添付する。

(未設置等の理由)	(不祥事件等の調査・解明を行うに当たって事件とは独立した部署が未設置の場合又は当該不祥事件等の調査・解明を事件とは独立した部署で行っていない場合は、その理由を記入する。)
-----------	---

理事会への報告年月日	年 月 日
経営管理委員会への報告年月日	年 月 日

○理事会(経営管理委員会)提出資料及び議事録(抄本)を添付する。

行政庁への報告年月日	年 月 日
(報告遅延理由)	(行政庁への報告が不祥事件等の発覚した日から1か月を超えている場合(農業協同組合法施行規則(平成17年3月22日付け農林水産省令第27号)第188条第5項に違反する場合は、報告遅延理由を記入する。)

中央会への報告年月日	年 月 日
------------	-------

警察への連絡年月日	〇〇署へ 年 月 日に連絡(又は被害届を提出)
(警察へ連絡していない場合の理由)	(本不祥事件等について警察に連絡(又は被害届を提出)していない場合は、その理由を記入する。)

新聞等報道の有無	有 ・ 無
----------	-------

○新聞等報道があった場合は、当該記事を添付する。

組合員への説明の有無	有 ・ 無
------------	-------

○組合員へ説明を行った場合は、組合員に配布した資料を添付する。

4. 内部監査の状況

当該不祥事等発生部署に対する内部監査の実施日(直近3か年)	年 月 日	通告・無通告
	年 月 日	通告・無通告
	年 月 日	通告・無通告
(内部監査未実施の理由)	(直近3か年で当該不祥事等発生部署に対し内部監査を実施していない場合は、その理由を記入する。)	

5. 被害状況

(単位：千円)

被害額(A)	補てん額又は補てん見込額	実被害額(C) (A)-(B)	実被害額の処理方法
	当事者		(補てん後になお実被害額が残る場合は、当該実被害額の回収又は処理方法を記入する。)
	親		
	親族		
	保証人		
	〇〇保険		
	役員		
	職員		
	その他		
	合計(B)		

6. 当事者等への処分等

① 当事者への処分

就業規則等に基づく懲戒委員会等の審議結果	
懲戒の種類	(該当する根拠規定も記入する)
(処分理由)	(当事者が刑法に触れる行為(詐欺・横領・背任・窃盗等)を行っているにもかかわらず、懲戒解雇以外の懲戒を相当とした場合は、その理由を記入する。)

○就業規則(懲戒部分の抜粋で可)及び懲戒委員会の議事録を添付する。

組合長が決定した処分	
処分年月日	年 月 日
懲戒の種類	(該当する根拠規定も記入する)
(処分理由)	(懲戒委員会の審議結果と異なる処分をした場合、又は当事者が刑法に触れる行為(詐欺・横領・背任・窃盗等)を行っているにもかかわらず、懲戒解雇以外の処分をした場合は、その理由を記入する。)
退職金の支払状況	全額支給・〇〇%カット・全額不支給のいずれかを記入する。 (当事者が刑法に触れる行為(詐欺・横領・背任・窃盗等)を行っているにもかかわらず、退職金を一部でも支給した場合は、その理由を記入する。)

② 役員及び関係職員の処分(管理監督者責任)

役職名	氏名	処分内容

③ 告訴

告訴の有無	有 ・ 無	告訴年月日	年 月 日
(当事者が刑法に触れる行為(詐欺・横領・背任・窃盗等)を行っているにもかかわらず、告訴しない場合は、その理由を記入する。)			

7. 再発防止策等

コンプライアンス・マニュアル策定の有無	有 ・ 無
コンプライアンス規程策定の有無	有 ・ 無
不祥事対応・防止マニュアル策定の有無	有 ・ 無
連続職場離脱の実施の有無 (「有」の場合：実施割合(実施者数/職員数)	有 ・ 無 (/)
講じた再発防止策	(発生原因を踏まえ、直ちに実施した再発防止策を具体的に記入する。また、再発した組合については、何故前回策定した再発防止策が有効に機能しなかったのか、反省点を含めて記入する。)
講じる再発防止策	(発生原因を踏まえ、今後講じていく再発防止策を具体的に記入する。)
上記再発防止策の履行状況を確認するための手段	(上記再発防止策の履行状況をチェックするけん制体制(ダブルチェック)を具体的に記入する。また、再発した組合については、前回の再発防止策の履行状況についても記入する。)

- 注 1 : 第 1 報は、不祥事件等の発生を知った時点で知り得る範囲の情報を速やかに報告(電話報告でも可)し、第 2 報として、発生から一週間以内に、先に報告した内容に加え、不祥事件等の概要、直ちに講じた措置(理事会等への報告、警察への連絡、再発防止策等)、被害の状況を必ず本様式に記入して報告すること。
また、発生原因(調査・解明部署が行った調査結果を含む。)、被害状況、当事者等への処分及び再発防止策については確定次第速やかに報告すること。
なお、報告した内容に未定事項がある場合、追加事項がある場合又は変更事項がある場合は、確定次第速やかに再報告すること。
- 注 2 : 連合会については、「組合」を「連合会」に「農業協同組合」を「農業協同組合連合会」に「組合員」を「会員」に「組合長」を「代表理事会長」又は「理事長」に置き換えること。
- 注 3 : 中央会については、「組合」を「中央会」に「農業協同組合」を「農業協同組合中央会」に「組合員」を「会員」に「組合長」を「会長」に置き換えること。
- 注 4 : 第 2 報以降、追加で記述した部分はアンダーラインを付すこと。
- 注 5 : 個人情報ガイドライン(農林水産省版)第 25 条第 3 項の規定により報告を要する個人情報の漏えい等の事実を把握した場合の届出に当たっては、「農林水産分野における事業者の個人情報漏えい事案等への対応要領」(平成 17 年 3 月 24 日付け 16 情第 391 号)の「別記様式第 1 号(1-(1)関係)」により行うこと。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。